

資料 1

財務省ヒアリング関係資料

平成 16 年 9 月 22 日
財務省

行政立法手続の法制化について

1. 財務省としては、政令・省令等を策定する過程の公正の確保と透明性の向上を図るというパブリックコメントの意義は重要と考えており、現在までに 41 件のパブリックコメントを実施してきている。
2. 行政立法手続の法制化を検討するにあたっては、我が国における法律も含めたルール制定の仕組み全体の中での位置付け（例えば個々の国民の意見を受けて検討することが適当な分野は何かなど）について十分に整理するとともに、様々な行政立法の特質を踏まえ、適用範囲等について慎重に検討すべきと考える。
3. その際に、例えば租税については、以下のような事情があることに留意する必要がある。
 - ① 税は、広く国民全般に経済的負担を課すものである。その上で、税関係の政省令事項は、租税特別措置の適用対象の細目などを定めているが、国民各層から広く要望を受け、関係方面と意思疎通を図りながら、法律事項とあわせて一体的に検討されており、個々の国民の意見を受けて内容を検討することには馴染みにくい。

(例) 法律（情報通信機器等の取得等に係る税額控除・特別償却）
政令（適用要件：情報通信機器等の年間取得額）
省令（適用要件：情報通信機器等の種類、スペック）
 - ② 歳入見積りの前提である税制改正の内容（政省令事項を含む）の確定が予算編成のために必要であり、法律事項・政省令事項を一体として予算とほぼ同時に決定しており、税制改正のプロセスには時間的な制約がある。

(参考) 16年度改正の日程

12月15日	税制改正に関する答申（税制調査会）
12月19日	税制改正の財務大綱
12月20日	予算の財務原案（閣議提出）
12月24日	政府予算案（閣議決定）
- ③ こうした税制改正プロセスは毎年度繰り返される。

4. また、租税関係の法令解釈通達については、更に以下のような事情があることに留意する必要がある。

- ① 法令解釈通達は、租税法律主義の下、租税法令の規定の範囲内で税法の一般的な解釈・取扱いを職員に対して明らかにしているものであって、納税者を直接に拘束するものではない。
- ② 実際に税務相談等で問われるのは、法令の一般的な解釈よりもむしろそれぞれの個別事情に基づく課税上の取扱いであることが多く、それについては文書回答手続等により対応することが現実的であり、行政コストの面からも効率的である。

5. なお、税務行政に係る手続については、その特質（金銭関連、大量反復性）から、独自の手続体制が形成されている。

(参考)この10年間の取り組み

○実質的な標準処理期間を設けたもの

・特定の学校法人に対する寄附財産の譲渡所得などの非課税に関する申請等

○審査義務を設けたもの

・試験研究費の総額に係る税額控除の申請等

○処分理由を付記することとしたもの

・国税関係帳簿類の電磁的記録による保存等に係る承認申請の却下等

○国税庁における行政運営の公平確保と透明性の向上を図るための施策

・国税庁ホームページによる法令解釈通達等の情報提供

・事前照会に対する文書回答手続の創設

法律	政令	省令
I T 投資減税（情報通信機器等の取得等に係る50%特別償却等）	適用要件（情報通信機器等の取得等に係る規模～取得価額が600万円以上のもの）	適用要件（対象となる情報通信機器等の種類、スペック等）
租税特別措置法第42条の11（抜粋）	租税特別措置法施行令第27条の11（抜粋）	租税特別措置法施行規則第20条の5の2（抜粋）
<p>青色申告書を提出する法人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等（情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウェアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。</p>	<p>法第四十二条の十一第一項に規定する政令で定める規模のものは、同項に規定する情報通信機器等（同項に規定するソフトウェア（以下この条において「ソフトウェア」という。）を除く。以下この項において「情報通信機器等」という。）にあつては、当該事業年度において取得し、又は製作する取得価額の合計額が六百万円（資本の金額又は出資金額が三億円を超える法人以外の法人（以下この条において「特定事業者等」という。）にあつては百四十万円）以上である情報通信機器等とし、当該ソフトウェアにあつては、当該事業年度において取得し、又は製作する取得価額の合計額が六百万円（特定事業者等にあつては、七十万円）以上であるソフトウェアとする。</p>	<p>法第四十二条の十一第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電子計算機（記数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が三十二ビット以上で、かつ、設置における記憶容量（検査用ビットを除く。）が二百五十六メガバイト（サーバー用のものにあつては、百二十八メガバイト）以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザ、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）、変復調装置又は電源装置を含む。） 二 デジタル複写機 三 ファクシミリ 四 I Cカード利用設備 五 デジタル放送受信設備 六 インターネット電話設備 七 ルーター又はスイッチ 八 デジタル回線接続装置 九 ソフトウェア

○ 法人税法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 略

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業所を設けて営まれるものをいう。

以下 略

○ 法人税法施行令（抄）

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一～四 略

五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ニ 略

ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業

ヘ～ヌ 略

以下 略

2 略

○ 法人税基本通達（抄）

（非課税とされる国等に対する不動産の貸付け）

15-1-19 令第5条第1項第5号ホ《非課税とされる国等に対する不動産の貸付業》の規定により収益事業とされない国又は地方公共団体（以下この節において「国等」という。）に対する不動産の貸付けは、国等によって直接使用されることを目的として当該国等に対して直接貸付けられるものに限られるのであるから、公益法人等が国等に対して不動産の貸付けを行った場合においても、当該不動産が国等以外の者に転貸されているときは、当該不動産の貸付けはこれに該当しない。

平成16年3月
国 税 庁

「文書回答手続」の見直しについて

1 文書回答手続の概要

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する一定の照会に対して、文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、税法の適用等に関する納税者の予測可能性を高めることを目的として実施している。

(参考)

文書回答手続の対象となる照会は、次のような要件をすべて満たすものである。

- (1) 照会者が実際にに行う(又は行った)取引等に係る法令の解釈・適用に関する照会であって、これまでにその取扱いが明らかにされていないものであること
(仮定の取引等や、別途事実認定が伴うものなどは対象とならない。)
- (2) 申告期限前(源泉徴収等の場合は、納期限前)の照会であること
- (3) 照会内容等の公表について、照会者及び関係者の同意が得られること 等

2 主な変更点等

今回、税法の適用等に係る納税者の予測可能性の向上を図る等の観点から、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針について(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)」(別紙)等を踏まえ、手続の濫用防止等を図りつつ、回答の対象を拡充するための所要の見直しを行った。

- (1) 照会者が自ら取引等を行う場合、従来、文書回答手続の対象外であった「特定の納税者の個別事情に係る取引等」についても、手続の濫用防止等の観点から設けた一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象とした。
- (2) 一方、照会者が自ら取引等を行わない場合であっても、納税者の予測可能性の向上の観点からみて有用である等、国税当局が適当と考える場合には、同一の業種・業態に共通する取引等であって、事実認定を要しない同業者団体等からの照会について、一定の要件の下に、一般的な回答を行うという文書回答手続を別途定めた。
- (3) 文書回答手続の受付窓口は次のとおり。
イ 同業者団体等からの照会については、同業者団体の主たる事務所を所轄する国税局の審理課(官)等
ロ イ以外の照会については、照会者の納税地を所轄する税務署等

3 適用開始日

平成16年3月29日(月)から受け付けたものについて適用する。

(別紙)

構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針について(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)(抄)

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第3次提案追加分)

「文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別事情に係るもの除外している規定を見直す。その際、手続きの濫用防止等のための措置を講ずる。」

税務上の取扱いに関する事前照会に対する

文書回答について

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の申出（以下「事前照会」といいます。）があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を公表するという納税者サービス（以下「文書回答手続」といいます。）を行っております。

この文書回答手続の概要は、次に記載のとおりです。

文書回答手続の対象となる事前照会の範囲

事前照会を行う方（以下「事前照会者」といいます。）が、自ら実際に行う（又は行った）取引等についての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもの

（注）事前照会を代理人を通じて行う場合は、その代理人は税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方であることが必要となります。

- ① 取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であることが必要です。
 - ② 次のこととに同意していただけることが必要です。
 - ・ 審査に必要な資料の提出をしていただること
 - ・ 事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること（公表について関係者の同意を得ることも含みます。）
 - ・ 照会内容等の公表等に伴って発生した不利益や問題については、事前照会者の責任において、関係者間で解決していただくこと
- （注）平成16年3月29日以後に受け付ける事前照会から、特定の納税者の個別事情に係るものであっても、一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象となりました。

ただし、次に掲げるものについては、文書回答手続の対象にはなりません。

文書回答手続の対象とならない主なもの

- ① 取引等の事実関係等に、仮定や選択の余地のある部分があるもの（回答の結果次第によって取引等を行うかどうかを決定しようとしているものを含みます。）
 - ② 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関するもの
 - ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの（例えば、法人税法上の役員の過大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど）
 - ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
 - ⑤ 提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
 - ⑥ その他、この文書回答手続の対象として適切でないと認められるもの（詳細につきましては、裏面に記載の税務署等の受付窓口でお尋ねいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。）
- （注）次のように、別途手続が定められているもの（例示）については、従前どおりの担当部署で受け付けております。詳しくは税務署の窓口でお尋ねください。

- イ 国税に関する法令に定める承認申請等に関するもの（国等に対する財産の寄附についての譲渡所得等の非課税承認に関する事前確認など）
- ロ 譲渡所得等に係る収用等の特例の適用に関する事前協議
- ハ 国等に対する寄附金の事前確認
- ニ 独立企業間価格の算定方法等の確認

受付窓口

文書回答手続による事前照会を行う場合には、税務署に備え付けております「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の用紙（国税庁ホームページで提供している様式を印刷して利用することができます。）に必要事項をご記入の上、必要な関係資料を添えて、事前照会者の納税地を所轄する税務署の担当部門（例えば、法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に提出してください。

ただし、次の事前照会については、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 国税局調査部（課）所管法人が行う法人税及び消費税の事前照会
⇒ その法人を所管する国税局の調査審理課（調査管理課、調査課）
- (2) 酒税の事前照会
⇒ 製造場等の所在地を所轄する税務署（国税局所管の製造場等の場合は、国税局の酒税課）
- (3) 間接諸税（印紙税を除きます。）の事前照会 ⇒ 製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課

回答までの手続等

- (1) 上記の受付窓口で受け付けた事前照会の内容に関する具体的な審査及び回答は、国税局の審理課（審理官）又は酒税課で行います。
- (2) 審査の過程で、必要に応じて資料の追加提出等をお願いする場合があります。
- (3) 文書回答が行われるかどうかについては、国税局等の審査の結果によりますので、場合によっては、税務署等で受け付けた後でも、文書回答ができない旨の連絡をさせていただくこともあります。あらかじめご承知おきください。
- (4) 文書回答は、照会文書に記載された事前照会者の見解に対して、「貴見のとおりで差し支えありません」又は「貴見のとおり取り扱われるとは限りません」という形式で行われます。
- (5) 文書回答が行われる場合には、事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることになります。公表に同意いただけない場合には、文書回答は行われません。

ご留意いただきたい事項

- (1) 回答までに要する期間については、事前照会の内容などにもよりますので、あらかじめ申し上げることはできません。事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、（口頭回答を含め）文書回答は行われませんので、審査に必要な資料をご用意いただく期間や審査に要する期間などをご考慮の上、ある程度の期間を見込んでご照会ください。
- (2) 文書回答手続は、納税者サービスの一環として実施しているものであり、その内容が事前照会者の申告内容等を拘束する性格のものではありません。したがって、事前照会に対する回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。
- (3) 事前照会に際して提出していただいた書類、資料については、文書回答の有無を問わず、返却いたしませんので、ご注意ください。

文書回答手続に関する事務運営指針は、国税庁のホームページに掲載し公開しております。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>



国税局・税務署

この社会あなたの税がいきている

東京国税局

検索 NEW NEWS SITEMAP

税務署案内 各種申告・納税証明 統計・発表資料 各種情報 税の相談 調達情報 公売情報 採用案内

トップページ > 各種情報 > 事前照会に対する文書回答事例 > 東京国税局文書回答税目別検索 > 回答事例の照会事

速度抑制装置の装着に係る費用の取扱いについて

照会の内容

照会の内容等	(1) (フリガナ) 名称	(シャダンホウジンゼンニホントラックキョウカイ) 社団法人全日本トラック協会
	(2) (フリガナ) 総代又は法人の代表者	(タカハシ タカオ) 会長 高橋 喬郎
	(3) 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙のとおり
	(4) 個別の取引等の事実関係	別紙のとおり
	(5) (4)の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由	別紙のとおり
	(6) 関係する法令条項等	所得税法施行令第181条 法人税法施行令第132条
	(7) 添付書類	

回答

回答年月日	平成15年11月7日	回答者	東京国税局審理課長
回答内容	標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることを申し添えます。		

■ 全国の文書回答事例を検索したい方はこちらをご覧ください。

○国税庁文書回答税目別検索

東京国税局

検索 NEW NEWS SITEMAP MY

税務署案内 各種申告・納税証明 統計・発表資料 各種情報 税の相談 調達情報 公開情報 採用案内 フレーム

トップページ > 各種情報 > 事前照会に対する文書回答事例 > 東京国税局文書回答税目別検索 > 回答事例の照会事



別紙

速度抑制装置の装着に係る費用の取扱いについて

道路運送車両の保安基準(国土交通省令)が改正され、平成15年9月1日から、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車の原動機は、速度抑制装置を備えなければならないこととされました。この規定は、現在使用されている貨物自動車(以下「使用過程車」といいます。)についても、一部の適用除外車及び速度抑制装置の装着が免除される貨物自動車を除き、同日から3年間のうちに順次適用することとされています。

このように、使用過程車についても速度抑制装置の装着が義務付けられましたが、速度抑制装置は、使用過程車の使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらすものではなく、また、法令の規定に従って速度抑制装置を装着することは通常の維持管理の範囲内の行為であることから、速度抑制装置の装着に係る費用は修繕費に該当すると考えますが、このとおり取り扱って差し支えないか、ご照会申し上げます。

なお、新車を取得する場合は、取得価額を車両本体と速度抑制装置とに区分することなく、その全額を車両及び運搬具の取得価額とすることを念のため申し添えます。

[←照会・回答内容へ戻る](#)

■ 全国の文書回答事例を検索したい方はこちらをご覧ください。

[○国税庁文書回答税目別検索](#)

| [事前照会に対する文書回答事例](#) | [東京国税局文書回答税目別検索](#) |

| [各種情報へ戻る](#) |

 [HOME](#)

財産評価

1 評価の原則

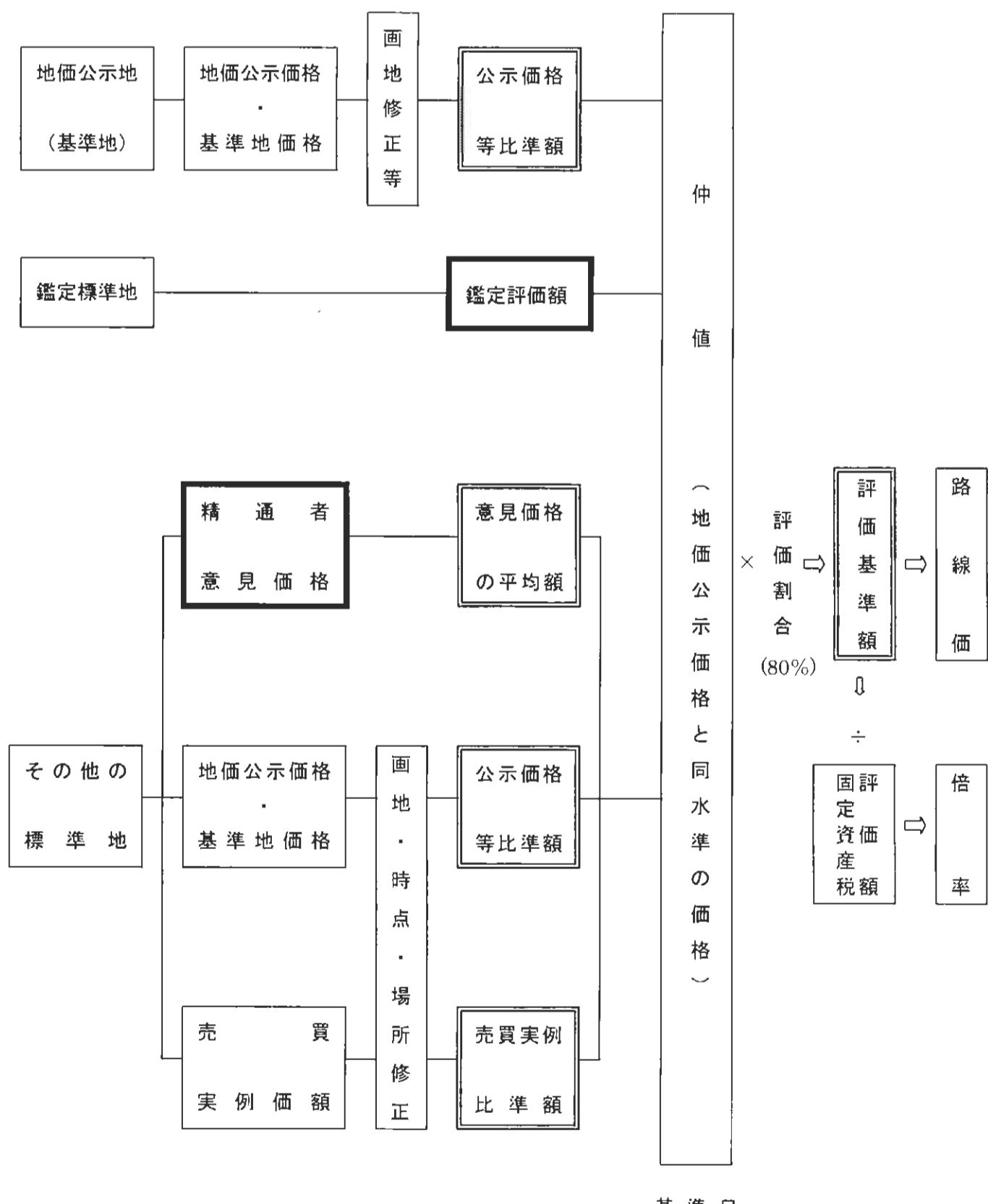
○ 相続税法（昭和25年法律第73号）

第22条 この章で特別の定のあるものを除く外、相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

2 時価の意義

相続税法22条の規定にいう時価とは、当該財産の客観的交換価値、すなわちそれぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解するのが相当である。（昭53.4.17東京地裁判決、昭54.4.17東京高裁判決、行集29巻4号538頁）

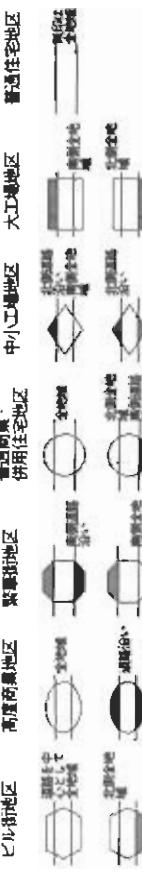
土地評価手順の概要



基準日
1月1日

16

18008

中央区
(京橋署)

記号	意味	記号	意味
A	90%	E	50%
B	80%	F	40%
C	70%	G	30%
D	60%		

